# (タルグレチン®を服用される方へ)

# 高額療養費制度について



## はじめに

この冊子では、タルグレチンによる皮膚T細胞性リンパ腫の治療を受ける方に対して、高額療養費制度を活用した時の医療費(自己負担限度額)がどのくらいかかるかを紹介しています。

高額療養費制度では、年齢や所得によって自己負担限度額が異なります。 自己負担限度額の計算例も示していますので、ご参照ください。

## もくじ

高額療養費制度3
自己負担限度額と申請方法・・・・・・・・・・4
タルグレチン治療の自己負担限度額(外来)・・・・・・8
さらに負担が軽減される制度10



## 高額療養費制度

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額(窓口負担)がひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

- 例:70歳以上、年収が約370万円~770万円の場合(3割負担)
  - ①医療費 100万円
  - ②窓口負担(3割) 30万円
    - ③高額療養費 として支給 212,570円
  - ④高額療養費制度による自己負担の上限額(自己負担限度額) 87.430円

高額療養費制度を利用することで、212,570円(③)が支給され、 実際の自己負担額は87.430円(④)に抑えることができます。

高額療養費制度の詳細は、加入されている公的医療保険(健康保険、共済組合、国民健康保険など、以下、ここでは単に医療保険とします)、市区町村によって異なる場合があります。

詳しくは、加入されている医療保険の保険者(健康保険証に記載)へお問い合わせください。

# 自己負担限度額と申請方法

## 自己負担限度額

自己負担限度額は、年齢と所得により区分されています。

#### 70歳未満

所得区分	自己負担限度額				
加特区力	1~3回目	4回目以降**			
年収:約1,160万円~ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円			
年収:約770万〜約1,160万円 健保:標準報酬月額53万〜79万円 国保:旧ただし書き所得600万〜901万円	167,400円+ (医療費—558,000円)×1%	93,000円			
年収:約370万〜約770万円 健保:標準報酬月額28万〜50万円 国保:旧ただし書き所得210万〜600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円			
年収:~約370万円 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円			
住民税非課税者	35,400円	24,600円			

#### 70歳以上

配组应八	自己負担限度額			
所得区分	外来 (個人ごと)	入院と外来(世帯ごと)		
現役並み軍(年収:約1160万円~) 標準報酬月額:83万円以上 住民税課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降※140,100円)			
現役並みII(年収:約770万~約1,160万円) 標準報酬月額:53万~79万円 住民税課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降※93,000円)			
現役並み I (年収:約370万~約770万円) 標準報酬月額:28万~50万円 住民税課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降※44,400円)			
一般(年収:156万~約370万円) 標準報酬月額:26万円以下 住民税課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降※44,400円)		
住民税非課税世帯Ⅱ²)	9 000M	24,600円		
住民税非課税世帯 [1]	8,000円	15,000円		

※多数回該当の適用(P11参照) 1)年金収入80万円以下など

<sup>2)1)</sup>以外の住民税非課税世帯

## 申請方法

高額療養費制度を利用するには、治療を受ける前に申請する方法と治療後に申請する方法の2つがあります。

事前の申請では、認定証などを病院や薬局で提示することにより、支払い額は、高額療養費制度の自己負担限度額までとなります。

事前に申請できなかった場合は、病院や薬局の領収書などをもとに申請します。支給は、審査を経るため3ヵ月以上かかります。申請は過去2年までさかのぼって行えます。

また、支給を受けるまでの負担を軽くするため、高額療養費制度による支給額の約8割相当を無利子にて借りられる高額医療費貸付制度があります。

#### 申請窓口

国民健康保険(国保)

全国健康保険協会(協会けんぽ)

健康保険組合 共済組合

市区町村の 国民健康保険課 勤務先 または 全国健康保険協会

勤務先

詳しくは、加入されている医療保険の保険者(健康保険証に記載)へお問い合わせください。

# 自己負担限度額と申請方法

#### ■事前申請

#### 70歳未満

所得区分:住民税課税

所得区分:住民税非課税

保険者(健康保険証を参照)へ 「限度額適用認定証」を申請 保険者(健康保険証を参照)へ 「限度額適用・標準負担額減額 認定証」を申請

各認定証を病院や薬局で提示

#### 70歳以上

所得区分:一般および 現在並みⅢ\*

所得区分: 現役並みⅠ、Ⅱ※ 所得区分: 住民税非課税

申請は不要

保険者(健康保険証を参照) へ「限度額適用認定証」 を申請 保険者(健康保険証を参照) へ「限度額適用・標準負担額 減額認定証」を申請

「高齢受給者証」 「後期高齢者医療被保険者証」を 病院や薬局で提示

各認定証を病院や薬局で提示

※所得区分(P4参照)

#### 事後申請

病院や薬局の領収書を保管

保険者へ申請方法を確認し、書類などを提出

審査(3ヵ月以上)

支払い額と自己負担限度額の差額の受け取り

#### ■高額医療費貸付制度

保険者へ申請方法を確認し、書類などを提出

高額療養費制度による支給額の約8割相当(貸付額)の受け取り

高額療養費制度の審査後、残余金(支給額一貸付額)の受け取り

# タルグレチン治療の自己負担限度額(外来)

#### ■ 70歳未満

所得区分		1日に服用するタルグレチンのカプセル数						
		2カプセル	3カプセル	4カプセル	5カプセル	6カプセル	7カプセル	8カプセル
年収:約1,160万円~	健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	54,200円	79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	182,300円	208,000円
年収:約770万~約1,160万円	健保:標準報酬月額53万〜79万円 国保:旧ただし書き所得600万〜901万円	54,200円	79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	167,900円 (93,000円)	168,800円 (93,000円)
年収:約370万~約770万円	健保:標準報酬月額28万~50万円 国保:旧ただし書き所得210万~600万円	54,200円	79,900円	80,900円 (44,400円)	81,800円 (44,400円)	82,700円 (44,400円)	83,500円 (44,400円)	84,400円 (44,400円)
年収:~約370万円	健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	54,200円	57,600円 (44,400円)					
住民税非課税者					35,400円 (24,600円)			

#### ■ 70歳以上

所得区分		1日に服用するタルグレチンのカプセル数						
		2カプセル	3カプセル	4カプセル	5カプセル	6カプセル	7カプセル	8カプセル
現役並みII (年収:約1,160万円~)	標準報酬月額:83万円以上 住民税課税所得690万円以上	54,200円	79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	182,300円	208,000円
現役並みII (年収:約770万~約1,160万円)	標準報酬月額:53万~79万円 住民税課税所得380万円以上	54,200円	79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	167,900円 (93,000円)	168,800円 (93,000円)
現役並み I (年収:約370万〜約770万円)	標準報酬月額:28万~50万円 住民税課税所得145万円以上	54,200円	79,900円	80,900円 (44,400円)	81,800円 (44,400円)	82,700円 (44,400円)	83,500円 (44,400円)	84,400円 (44,400円)
一般 (年収:156万~約370万円)	標準報酬月額:26万円以下 住民税課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限144,000円)						
住民税非課税世帯Ⅱ²)		8,000円						
住民税非課税世帯 I <sup>1)</sup>		图,000円						

<sup>※</sup>ここでは、タルグレチン30日分、タルグレチン以外の医療費を10,000円とした概算金額を示しています(100円未満は 四捨五入)。 実際の自己負担額とは異なる場合がございますので、予めご了承ください。

<sup>( ):</sup> 直近12ヵ月間に4回以上、高額療養費の支給を受ける場合 : 高額療養費制度に適用

<sup>1)</sup>年金収入80万円以下など

<sup>2)1)</sup>以外の住民税非課税世帯

# さらに負担が軽減される制度

## 世帯合算

同月(1日~末日)、世帯(被保険者とその被扶養者)内で、21,000円以上の病院や薬局への支払いが複数あった場合、合算して計算することができます。 この合算した額が自己負担限度額を超えた場合、申請により高額療養費制度が適用され、差額が払い戻されます。

70歳以上では、外来の場合は個人ごと、外来と入院の場合は世帯ごとで、金額にかかわらず合算して計算します。

#### ■ 例:70歳未満、年収が500万円

同じ受診者で、病院と歯科医院の支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担30,000円

(医療費: 100,000円)

B歯科 自己負担60,000円

(医療費:200,000円)

世帯合算=90,000円

(自己負担限度額:80,430円)

申請により9,570円が払い戻し

#### 同じ受診者で、外来と入院の支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担75,000円 (入院) (医療費:250,000円)

A病院 自己負担24,000円 (外来) (医療費:80,000円) 世帯合算=99,000円

(自己負担限度額:80,730円)

申請により18,270円が払い戻し

世帯(被保険者とその被扶養者)内の別の受診者で、病院への支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担75,000円 (被保険者) (医療費:250,000円)

C病院 自己負担75,000円 (被扶養者) (医療費:250,000円) 世帯合算=150,000円 (自己負担限度額:82.430円)

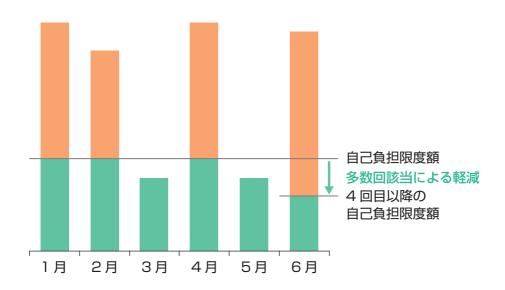
申請により67,570円が払い戻し

### 多数回該当

世帯(被保険者とその被扶養者)で、直近12ヵ月間に高額療養費として支給を3回以上受けた場合、4回目以降の自己負担限度額がさらに軽減されます。70歳以上で、所得区分が一般の外来、住民税非課税世帯では、多数回該当は適用されません。

#### ■多数回該当による自己負担限度額の軽減例

- 高額療養費制度による支給額
- 自己負担



多数回該当が適用されることにより、 6月からの自己負担限度額が、さらに軽減

# タルグレチン®を服用される方へ

冊子「タルグレチン®を服用される方へ」、

きんじょうそく にくしょう

サイト「菌状息肉症.net(http://www.ctcl.jp)」、

サイト「高額療養費制度ガイド

(http://www.minophagen.co.jp/kougaku/)]も

是非ご参照ください。











